

## 集団検診業務仕様書

- 1 業務内容 各種がん検診・結核検診、特定健康診査及び特定保健指導、後期高齢者健康診査、竹原市健康診査について、検診バス等により、受注者が検査・検診を実施する。
- 2 委託期間 契約締結日の翌日～令和9年3月31日
- 3 検診等実施期間  
 令和8年9月10日（木）～12日（土）、14日（月）、15日（火）  
 令和8年11月9日（月）～13日（金）
- 4 実施場所 竹原市保健センター（竹原市中央三丁目14番1号）  
 ※ただし、特定保健指導の実施機関、実施場所及び回数については、別に定める。

### 5 内容

区 分	内 容
検診当日受付事務	受付事務及び料金徴収事務
案内発送業務及び結果発送業務	検診に要する物品(検便容器・採尿容器)・受診に必要な書類等を市の案内と合わせ検診実施の2週間程度前には発送すること。 検査結果を受診後30日以内に発送すること。 郵送料等も含めること。
結果複写業務	データを作成し、電子データで報告する。 必要書類の作成、受診者結果一覧表以外に結果データをCD-Rにて提出し、竹原市の健康管理システムへ一括入力できること。 ※竹原市のシステム管理業者と直接やり取りをしていただきます。
その他検診に付随する業務	①前日会場準備や、後片付け・会場の原状回復を行うこと。 ②検診日ごとに受診者リストの作成 ③受診結果の報告、検診結果の控え及び統計資料については、竹原市の指示に従い、送付すること。 ④地域保健・健康増進事業報告のために必要な項目でデータを提出すること。また、情報連携のために必要な項目でデータを提出すること。 必要書類の作成、受診者結果一覧表以外に結果データをCD-Rにて提出し、竹原市の健康管理システムへ一括入力できること。 ※竹原市のシステム管理業者と直接やり取りをしていただきます。 ⑤精密検査の結果は、検診年度内及び次年度に最終的なものを地域保健・健康増進事業報告のために必要な項目で、データを提出すること。

	<p>⑥情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）」に基づくとともに、別記『個人情報取扱特記事項』を遵守し、個人情報が外部に流出することのないよう管理を徹底すること。</p> <p>⑦実績が想定人数と比べ大きく減少し、単価に影響がある場合は、別途協議するものとする。</p> <p>⑧その他、疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上決定するものとする。</p>
--	---

## 各種がん検診

### (1) がん検診項目と対象者

項目	対象者
胃がん検診	竹原市内に住所を有する40歳以上の者
肺がん検診 胸部エックス線検査 (肺がん・結核) アスベスト検診	竹原市内に住所を有する40歳以上の者  条件を満たす者
大腸がん検診	竹原市内に住所を有する40歳以上の者
子宮頸がん検診	竹原市内に住所を有する20歳以上の偶数年齢の女性
乳がん検診 (マンモグラフィのみ)	竹原市内に住所を有する40歳以上の偶数年齢の女性

検診方法については、下記指針等に準じて、または満たす内容であること。

- ①「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
- ②「事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」
- ③「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」

## 特定健康診査

厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準及び標準的な健診・保健指導に関するプログラム(令和6年度版)」に基づき実施する。

### (1) 対象者

特定健康診査は、竹原市内に住所地を有し、竹原市の保険者番号を有する国民健康保険被保険者(以下「竹原市国民健康保険被保険者」という。)で竹原市の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、次の各号のいずれかの方法(以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。)により実施機関から保険資格の確認を受けた者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- ①オンライン資格確認(マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、

パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。)

- ②マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
- ③マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
- ④保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認
- ⑤有効期限内のオンライン資格確認等による保険資格の確認

(2) 検査項目

区分	内容		
特定健康診査	基本的な健診の項目	理学的検査	既往歴(服薬歴及び喫煙習慣を含む)の調査、自覚症状及び他覚症状の検査、身体診察
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI (身長・体重の計測値による算定)
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪 注1)
			随時中性脂肪 注1)注2)
			HDLコレステロール
	LDLコレステロール		
	肝機能検査	AST (GOT)	
		ALT (GPT)	
		γ-GT (γ-GTP)	
	血糖検査	空腹時血糖【食後10時間以上】	
		ヘモグロビンA1c【食後10時間未満】	
		随時血糖 注3)	
	尿検査	尿糖	
		尿蛋白	
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数
血色素量			
ヘマトクリット値			
心電図検査		12誘導心電図	
眼底検査		両眼	
腎機能検査	血清クレアチニン (eGFRを含む。)		
追加健診項目	血糖検査	ヘモグロビンA1c※基本的な項目に該当しない場合	
	腎機能検査	血清クレアチニン (eGFRを含む。)*詳細な健診に該当しない	

		場合
		尿酸
	貧血検査 ※詳細な健診に該当しない場合	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
階層化	①階層化の実施②階層化の結果を結果票に印字③階層化に基づくリストの作成	
情報提供	個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報の提供	
その他の事項	① 受診者リストの作成 ② メタボリックシンドロームの判定にあわせて保健指導レベルも記載 ③ 国保加入者の特定保健指導対象者リストの作成	

注1)空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪の判定のため、採血時間(食後)の情報は必須入力項目とする。

注2)やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注3)やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビンA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、発注者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。単に検査実施を予定して実施されなかった場合には「未実施扱い」とする。(この場合発注者から受注者に委託費用は支払われない。)

※ ヘモグロビンA1cの検査は食後10時間未満の場合は基本な健診の項目として実施し、食後10時間以上の場合は追加項目として実施する。追加で実施した場合は、基本の料金から追加項目のヘモグロビンA1cの料金を除いたものを請求する。

※ 貧血検査と腎機能検査(eGFRを含む)は、詳細な健診の項目に該当した場合は、詳細な健診の項目で請求し、非該当の場合、追加の項目で請求する。

※ この表に含まれない検査項目については、必要に応じて協議して決定するものとする。

### (3) 結果の報告及び請求

特定健康診査を実施した場合は、終了後に遅滞なくその結果を取りまとめ竹原市の委託を受けて決済等を代行する広島県国民健康保険団体連合会(以下「代行機関」という。)へ報告するものとする。この代行機関への報告は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO又はCD-R)を実施月の翌々月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

委託料は、代行機関に請求するものとする。その内容を点検し、適当と認めたときは、請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日）を基本として、代行機関との間で定める日に、代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

代行機関の点検の結果、結果に関する内容について適当でない事項がある場合は、代行機関を通じて受注者に返戻を行うものとする。

受注者が特定健康診査受診券を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査は発注者の費用負担とし、発注者は請求額を代行機関を通じて支払うものとする。

その他の単価及び前項により支払いができない委託料については、発注者に直接請求するものとする。

## 後期高齢者健康診査

### (1) 対象者

後期高齢者健康診査は、竹原市に住所地を有する後期高齢者医療被保険者でマイナ保険証等及び竹原市の発行する集団検診受診券及び後期高齢者健康診査受診券を提示した者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

### (2) 検査項目

区分	内容		
後 期 高 齢 者 健 康 診 査	基本的な 健診の項 目	理学的検査	既往歴(服薬歴及び喫煙習慣を含む)の調査、自覚症状及び他覚症状の検査、身体診察
		身体計測	身長
			体重
			BMI (身長・体重の計測値による算定)
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪 注1)
			随時中性脂肪 注1)注2)
			HDLコレステロール
			LDLコレステロール
		肝機能検査	AST (GOT)
			ALT (GPT)
			γ-GT (γ-GTP)
		血糖検査	空腹時血糖【食後10時間以上】
			ヘモグロビンA1c【食後10時間未満】
随時血糖 注3)			

		尿検査	尿糖
			尿蛋白
	追加健診項目	血糖検査	ヘモグロビンA1c※基本的な項目に該当しない場合
			腎機能検査
		尿酸	
		貧血検査	赤血球
			血色素量
ヘマトクリット値			

注1)空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪の判定のため、採血時間（食後）の情報は必須入力項目とする。

注2)やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注3)やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビンA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

※ ヘモグロビンA1cの検査は食後10時間未満の場合は基本項目として実施し、食後10時間以上の場合は追加項目として実施する。追加で実施した場合は、基本の料金から追加項目のヘモグロビンA1cの料金を除いたものを請求する。

※ この表に含まれない検査項目については、必要に応じて協議して決定するものとする。

### (3) 結果の報告

結果判定については、総合判定及各健診項目について、「A. 異常なし」「B. 軽度異常」「C. 要再検査・生活改善」「D. 要精密検査・要治療」「E. 治療中」の5つに分けて判定する。

## 竹原市健康診査

### (1) 対象者

竹原市健康診査は、竹原市に住所地を有する40歳以上で生活保護世帯に属し、竹原市の発行する集団検診受診券及び竹原市健康診査受診券を提示した者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

### (2) 検査項目

区分	内容		
竹原市健康診査	基本的な健診の項目	理学的検査	既往歴(服薬歴及び喫煙習慣を含む)の調査、自覚症状及び他覚症状の検査、身体診察
			身体計測
		体重	
		BMI（身長・体重の計測値による算定）	
		腹囲	
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪 注1)
			随時中性脂肪 注1)注2)

			HDL コレステロール
			LDL コレステロール
		肝機能検査	AST (GOT)
			ALT (GPT)
			γ-GT (γ-GTP)
		血糖検査	空腹時血糖【食後 10 時間以上】
	ヘモグロビン A1c【食後 10 時間未満】		
	随時血糖 注 3)		
	尿検査	尿糖	
		尿蛋白	
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球
			血色素量
ヘマトクリット値			
心電図		12 誘導心電図	
眼底検査		両眼	
腎機能検査	血清クレアチニン (eGFR を含む。)		
追加健診項目	血糖検査	ヘモグロビン A1c※基本的な項目に該当しない場合	
	腎機能検査	血清クレアチニン (eGFR を含む。) ※詳細な健診に該当しない場合	
		尿酸	
	貧血検査	赤血球	
		血色素量	
ヘマトクリット値			

注 1) 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪の判定のため、採血時間 (食後) の情報は必須入力項目とする。

注 2) やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注 3) やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

※ 詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、発注者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ ヘモグロビン A1c の検査は食後 10 時間未満の場合は基本項目として実施し、食後 10 時間以上の場合は追加項目として実施する。追加で実施した場合は、基本の料金から追加項目のヘモグロビン A1c の料金を除いたものを請求する。

※ 貧血検査と腎機能検査 (eGFR を含む) は、詳細な健診の項目に該当した場合は、詳細な健診の項目で請求し、非該当の場合、追加の項目で請求する。

※ この表に含まれない検査項目については、必要に応じて協議して決定するものとする。

### (3) 結果の報告

結果判定については、総合判定及各健診項目について、「A. 異常なし」「B. 軽度異常」「C. 要再検査・

生活改善」「D. 要精密検査・要治療」「E. 治療中」の5つに分けて判定する。

## 特定保健指導

厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準及び標準的な健診・保健指導に関するプログラム(令和6年度版)」に基づき実施する。

### (1) 実施期間及び場所

期間 特定健康診査終了後から開始し3か月間

場所 竹原市役所(竹原市中央五丁目6番28号)又は保健センター(竹原市中央三丁目14番1号)等

実施回数 令和8年度内において、初回面接実施日を5日以上設定する。

### (2) 特定保健指導の対象者

特定保健指導は、竹原市に住所地を有する竹原市国民健康保険被保険者で、オンライン資格確認等により保険資格の確認を受け、竹原市の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。ただし、初回面接終了後に資格喪失した者については、対象者の継続意思を確認し指導の継続も可能とする。

### (3) 特定保健指導実施者

高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に基づき、特定保健指導事業の統括者は、常勤医師・保健師・管理栄養士とする。

### (4) 特定保健指導の実施方法

ア 支援の実施にあたっては、利用者の利便性を考慮すること。

イ 利用者の状況等により、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた遠隔面接による支援の実施を行うこととする。

ウ 特定保健指導は、原則8名以下のグループ支援とするが、対象者の状況を踏まえ調整を行い、個別支援での実施も行うこととする。

エ 特定保健指導の利用継続に向けて、電話等により勧奨する等脱落の防止に向けた取り組みを行うこと。

オ 3か月後の評価ができない場合の確認回数は、3回以上とする。

### (5) 内容

ア 集団検診において実施する特定健診と同日に実施する場合

項目		支援方法等		
動機付け支援	初回支援①	面接1回 (健診当日)	20分以上	・生活習慣改善の必要性についての説明と行動目標および行動計画の作成 ・食事、運動等生活習慣の改善に必要な事項についての実
	初回支援② (健診の2 ~3週間後)	電話または メールなど	5分 1往復	

	実績評価 (3か月後)	手紙 (1往復)				実践的な指導 ・評価(身体状況および生活習慣の変化)
				プロセス	アウトカム	
積極的支援	初回支援①	面接1回 (健診当日)	20分以上	20		・生活習慣改善の必要性についての説明と行動目標および行動計画の作成 ・食事、運動等生活習慣の改善に必要な事項についての実践的な指導 ・評価(身体状況および生活習慣の変化)
	初回支援② (健診の2～3週間後)	電話またはメール	5分 1往復			
	2週間後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	1か月後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	2か月後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	3か月後 (実績及び中間評価)	手紙	1往復	30	40以上	
	4か月後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	実績評価 (5か月後)	電話またはメールなど	5分 1往復	30		

※ 実績評価ができない場合の確認回数は、2回以上とする。電話・メールもしくは手紙等による2回以上の督促を行ったにもかかわらず、確認が取れず評価できない場合は、督促の実施記録を保存し、「実績評価ができない場合の確認回数」の提出をもって終了とみなす。

※ 動機付け支援および動機付け支援相当

支払い方法は、初回面接終了後に委託料単価8/10を支払い、残る2/10は実績評価終了後に支払う。

※ 積極的支援において、支払い方法は、初回面接終了後に委託料単価の4/10を支払い、残る6/10は実績評価終了後に支払う。なお、3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、全額の1/2に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払うこととする。

※ 積極的支援において、3か月後の評価でプロセス評価のポイントとアウトカム評価のポイントの合計が180ポイント以上あれば3か月後を実績評価とし完了。180ポイントを満たなければ、3か月後が中間評価となり、5か月後が実績評価となる。

※ 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回面接2回目(以下、「初回面接②」)というが実施できなかった場合、受託機関が対象者に初回面接1回目(以下、「初回面接①」)を実施する前に初回面

接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「初回未完了分」として受託機関に初回面接分を全額支払うこととする。

ア 初回面接②を実施する前に対象者が資格喪失した場合

イ 初回面接②を実施するために、電話やメール等の方法を用いて、対象者に2回以上連絡を取ろうと試みたが、連絡が取れなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟（連絡方法、連絡日時、結果など）は、特定保健指導記録データの初回面接①情報に記載すること。

ウ 初回面接①を実施後、電話等により対象者と連絡が取れたものの、対象者が初回面接②の実施を拒否した場合。この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回面接②を終了させる）よう試みること。また、その事蹟（連絡方法、連絡日時、結果など）は、特定保健指導記録データの初回面接①情報に記載すること。

イ ア以外の場合

項目		支援方法等	支援時間			
動機付け支援	初回	グループ支援	80分以上			<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣改善の必要性についての説明と行動目標および行動計画の作成</li> <li>食事、運動等生活習慣の改善に必要な事項についての実践的な指導</li> <li>評価（身体状況および生活習慣の変化）</li> </ul>
		個別支援	20分以上			
	実績評価（3か月後）	手紙（1往復）			プロセス	
積極的支援	初回	グループ支援	80分以上			<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣改善の必要性についての説明と行動目標および行動計画の作成</li> <li>食事、運動等生活習慣の改善に必要な事項についての実践的な指導</li> <li>評価（身体状況および生活習慣の変化）</li> </ul>
		個別支援	20分以上			
	2週間後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	1か月後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	2か月後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	3か月後 (実績及び中間評価)	手紙	1往復	30	60以上	
	4か月後	電話またはメールなど	5分 1往復	30		
	実績評価（5か月後）	電話またはメールなど	5分 1往復	30		

※ 実績評価ができない場合の確認回数は、2回以上とする。電話・メールもしくは手紙等による2回以上の督促を行ったにもかかわらず、確認が取れず評価できない場合は、督促の実施記録を保存し、「実績評価ができない場合の確認回数」の提出をもって終了とみなす。

※ 動機付け支援および動機付け支援相当

支払い方法は、初回面接終了後に委託料単価8／10を支払い、残る2／10は実績評価終了後に支払う。

※ 積極的支援において、支払い方法は、初回面接終了後に委託料単価の4／10を支払い、残る6／10は実績評価終了後に支払う。なお、3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合

は、全額の1/2に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払うこととする。

※ 積極的支援において、3か月後の評価でプロセス評価のポイントとアウトカム評価のポイントの合計が180ポイント以上あれば3か月後を実績評価とし完了。180ポイントを満たなければ、3か月後が中間評価となり、5か月後が実績評価となる。

(6) 結果の報告及び請求

特定保健指導を実施した場合は、終了後に遅滞なくその結果を取りまとめ代行機関へ報告するものとする。この代行機関への報告は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO又はCD-R）を実施月の翌々月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

委託料は、代行機関に請求するものとする。その内容を点検し、適当と認めるときは、請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々の末日）を基本として、代行機関との間で定める日に、代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

代行機関の点検の結果、結果に関する内容について適当でない事項がある場合は、代行機関を通じて受注者に返戻を行うものとする。

受注者が特定保健指導利用券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定保健指導は発注者の費用負担とし、発注者は請求額を代行機関を通じて支払うものとする。

その他の単価及び指導開始後の資格異動者等の委託料については、発注者に直接請求するものとする。

## 内 訳 書

## 1 各種がん検診業務の単価

区 分	委託料単価 (税抜き)	支払条件
肺がん検診(結核含む)デジタル撮影	円	実施後に一括
アスベスト検診	円	
胃がん検診	円	
大腸がん検診	円	
乳がんマンモグラフィ 二方向	円	
乳がんマンモグラフィ 一方向	円	
子宮頸がん検診	円	

## 2 特定健康診査の単価

区 分	委託料単価 (税抜き)	支払条件	
基本的な健診の項目 (階層化、情報提供、その他の事項を含む。)	円	原則代行機関から支 払い	
追加健診項目	ヘモグロビンA1c		円
	尿酸		円
	貧血検査		円
	血清クレアチニン eGFR		円
詳細な健診項目 ※	眼底検査		円
	心電図検査		円
	貧血検査		円
	血清クレアチニン eGFR		円

※ 詳細な健診項目は、平成 20 年厚生労働省告示第 4 号、平成 25 年厚生労働省告示第 89 号及び平成 29 年厚生労働省告示第 265 号の規定により実施するものとして、追加実施した検査の単価を加算したものとする。

3 後期高齢者健康診査の単価

区 分		委託料単価 (税抜き)	支払条件
基本的な健診の項目		円	実施後に一括
追加健診項目	ヘモグロビンA1c	円	
	尿酸	円	
	貧血検査	円	
	血清クレアチニン eGFR	円	

4 竹原市健康診査の単価

区 分		委託料単価 (税抜き)	支払条件
基本的な健診の項目		円	実施後に一括
追加健診項目	ヘモグロビンA1c	円	
	尿酸	円	
	貧血検査	円	
	血清クレアチニン eGFR	円	
詳細な健診項目 ※	眼底検査	円	
	心電図検査	円	
	貧血検査	円	
	血清クレアチニン eGFR	円	

※詳細な健診項目は、平成 20 年厚生労働省告示第 4 号の規定、平成 25 年厚生労働省告示第 89 号及び平成 29 年厚生労働省告示第 265 号により実施するものとして、追加実施した検査の単価を加算したものとする。

5 特定保健指導の単価

区分	委託料単価 (税抜き)	備考	支払 条件
動機 付け 支援	円	ア 初回面接終了後に単価 8/10 を支払う。 イ 残る 2/10 は、実績評価終了後に支払う。	原則代行機関から支払い
積極 的支 援	円	ア 原則、初回面接終了後と実績評価終了後の2回払いとする。 イ 初回時の面接による支援終了後に単価の 4/10 を支払う。 ウ 残る 6/10(内訳としては3か以上の継続的支援が 5/10、実績評価が 1/10)は、実績評価後に支払う。 エ 3か以上の継続的支援実施中に脱落者等により終了した場合は、単価の 5/10 に実施済みポイント数の総ポイントに対しての割合を乗じた金額を支払う。 ※ 3か以上の継続的支援において、保健指導実施予定日に利用がなく、代替日の設定がない等で支援内容が変更された場合でも上記ウ、エの支払条件に基づいて支払うものとする。	

6 その他の単価等

検診に関するもの

区分	委託料単価 (税抜き)	支払条件
案内発送業務	円	実施後に一括
結果発送業務	円	
受付料金徴収事務 (1人当たり)	円	実施後に一括
フロッピー複写業務	円	
休日加算(特定健診同時実施)	円	
肺がん・子宮頸がん・乳がん検診の1日の各受診者数が30名に満たなかった場合の最低補償金(最終日を除く)	30名より受診者数を引き各種健診単価(税込)に乗じた額	実施後に一括

胃がん検診の1日あたり配車1台につき受診者数が30名・配車2台につき受診者数が50名に満たなかった場合の最低補償金(最終日を除く。)	30名又は50名より受診者を引き単価(税込)に乗じた額	実施後に一括
特定健康診査(被扶養者も含む。)後期高齢者健康診査、竹原市健康診査の1日受診者数が50名に満たなかった場合の最低補償金(最終日を除く。)	50名より受診者数を引き特定健康診査単価(税込)に乗じた額	実施後に一括

特定保健指導に関するもの

区 分	委託料単価 (税抜き)	支払条件
交通費等(1回当たり)	円	実施後に一括
日程調整業務	円	
指導者派遣費※	円	

※1日に支援者(保健師、管理栄養士、一定の保健指導の実務経験のある看護師)1人が、集団検診等指導実施会場において特定保健指導業務に従事した場合の金額。

別紙2

自己負担徴収一覧

自己負担額（1件につき）

項目	自己負担額
胃がん検診	1,800円
肺がん検診	700円
アスベスト検診	1,100円
大腸がん検診	700円
子宮頸がん検診	700円
乳がん検診	1,100円

- ※無料対象者
- ① 75歳以上の人
  - ② 令和8年度市民税非課税世帯に属する人及び生活保護世帯に属する人
  - ③ 広島県国民健康保険被保険者（竹原市の保険者番号を有する者）